

改正

平成13年3月30日条例第8号
平成15年3月27日条例第5号
平成17年6月21日条例第104号
平成17年9月20日条例第112号
平成23年3月31日条例第2号
平成25年3月27日条例第16号
平成25年12月25日条例第34号
平成31年3月25日条例第4号
令和4年3月16日条例第6号

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 倉吉交流プラザ（第6条—第15条）
- 第3章 倉吉市営温水プール（第16条—第19条）
- 第4章 広場（第20条—第22条）
- 第5章 雑則（第23条・第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、倉吉パークスクエアの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 文化交流と市民活動の拠点として、人・もの・情報の交流の促進による新たな文化の創造及び地域活性化に資するため、倉吉パークスクエアを設置する。

（名称及び位置）

第3条 倉吉パークスクエアの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 倉吉パークスクエア

位置 倉吉市駄経寺町ほか

（施設）

第4条 倉吉パークスクエア（以下「パークスクエア」という。）を構成する主要な施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 倉吉交流プラザ
- (2) 倉吉市営温水プール
- (3) ふれあい広場 集いの広場 多目的広場

（禁止行為）

第5条 パークスクエアにおいては、次の行為をしてはならない。

(1) パークスクエアの施設、附属設備等を汚損し、若しくは損傷し、又はそのおそれのある行為をすること。

(2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。

(3) その他教育委員会が管理上支障があると認めること。

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、パークスクエアへの入場を拒み、又はパークスクエアからの退去を命ずることができる。

3 前2項の規定中「教育委員会」とあるのは、第23条第1項の規定による飲食物その他物品の販売等を行うための許可に係る施設については「市長」と、倉吉市営温水プールについては「第16条に規定する指定管理者」と読み替えるものとする。

第2章 倉吉交流プラザ

(図書館の設置)

第6条 市民の教育及び文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、倉吉交流プラザ（以下「交流プラザ」という。）に倉吉市立図書館を置く。

(生涯学習センターの設置)

第7条 市民の生涯学習を援助し、推進していくため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、交流プラザに倉吉市生涯学習センターを置く。

(使用の許可)

第8条 別表第1に掲げる各施設（以下「各施設」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(許可の制限)

第9条 教育委員会は、各施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) その他施設の管理上支障があると認めるとき。

(特別設備等の制限)

第10条 第8条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、各施設に特別な設備をし、若しくは設備に変更を加え、又は備え付けの器具以外を持ち込んで使用しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を制限し、使用を停止させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。

(2) この条例の規定に基づく処分に違反したとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(使用料)

第12条 各施設の使用については、別表第1に定める額を使用料として徴収する。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めによらない理由により使用できなくなったときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、各施設の使用を終了したとき、又は第11条の規定による許可の取消し等をしたときは直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3章 倉吉市営温水プール

(指定管理者による管理)

第16条 教育委員会は、法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に倉吉市営温水プール（以下「温水プール」という。）の管理運営を行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第16条の2 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 温水プールの利用の許可に関する業務
- (2) 温水プールの施設等の維持管理に関する業務
- (3) その他施設の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(利用時間及び休館日)

第16条の3 温水プールの利用時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、利用時間及び休館日を変更することができる。

- (1) 利用時間 午前10時から午後8時までとする。
- (2) 休館日 月曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）である場合は、その直後の休日でない日）とする。

(利用料金)

第17条 温水プールを利用する者は、利用の許可を受けたときは、温水プールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第18条 指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第18条の2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、温水プールを利用する者の責めによらない理由により利用できなくなったときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

(準用規定)

第19条 第8条から第11条まで、第14条及び第15条の規定は、温水プールの利用について準用する。この場合において、第8条から第11条中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と、「教育委員会は」とあるのは「指定管理者は」と読み替えるものとする。

第4章 広場

(行為の制限)

第20条 ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「広場」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 展示会、博覧会その他これらに類する催しのため、広場の全部又は一部を独占して使用すること。
- (5) その他広場の使用について、教育委員会が特に認める行為

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用料)

第21条 前条第1項の許可に係る使用については、別表第3に定める額を使用料として徴収する。

(準用規定)

第22条 第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定は、第20条第1項に掲げる行為による広場の使用について準用する。

第5章 雑則

(飲食物販店等の許可)

第23条 市長は、法第238条の4第7項の規定に基づき、パークスクエアの施設の一部を飲食物その他物品の販売等を行うため、その使用を許可することができる。

2 前項の規定による許可を受けた者に係る使用料については、倉吉市行政財産使用料条例（昭和39年倉吉市条例第17号）の定めるところによるものとする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、パークスクエアの管理及び運営に関する事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(倉吉市立図書館設置条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 倉吉市立図書館設置条例（平成元年倉吉市条例第22号）
- (2) 倉吉市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成5年倉吉市条例第5号）

附 則（平成13年 3月30日条例第 8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年 3月27日条例第 5号）

（施行期日）

1 この条例は、平成15年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第 2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用する。

附 則（平成17年 6月21日条例第104号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年 9月 1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用する。

附 則（平成17年 9月20日条例第112号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に改正前の倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成23年 3月31日条例第 2号）

この条例は、平成23年 4月 1日から施行する。（後略）

附 則（平成25年 3月27日条例第16号）

この条例は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第34号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成26年 4月 1日から施行する。（後略）

（倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 6 条 第 6 条の規定による改正後の倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例別表第 1 及び別表第 2の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限り。）に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、施行日前に第 6 条の規定による改正前の倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例別表第 2の規定により利用料金を領収した回数券による利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3月25日条例第 4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月 1日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略）

（倉吉市行政財産使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第2条の規定による改正後の倉吉市行政財産使用料条例第2条の規定は、施行日以後の使用（この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に許可したものに限る。）に係る使用料について適用し、施行日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 第6条の規定による改正後の倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の利用（公布日以後に許可したものに限る。）に係る使用料及び利用料金について適用し、施行日前までの利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月16日条例第6号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第8条・第12条関係）

交流プラザ施設使用料

施設名		使用料					
視聴覚ホール	可動席を使用する場合	午前	午後	夜間	全日	超過時間（1時間につき）	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで	正午から午後5時まで	午後5時以降
		2,560円	5,120円	6,400円	12,800円	1,280円	1,600円
	可動席を使用しない場合	1時間につき 1,660円					
	舞台照明設備	1時間につき 1,040円					
視聴覚設備	1時間 520円						
ピアノ	1回につき 2,090円						
第1研修室		1時間につき 1,160円					
第2研修室		1時間につき 390円					
第3研修室		1時間につき 920円					
ボランティア交流室	全室を使用する場合	1時間につき 470円					
	録音室又は点訳室を使用する場合	1時間につき 390円					
	録音室及び点訳室を使用しない場合	1時間につき 280円					
備考							
1 冷暖房を使用した場合の使用料は、5割相当額を加算する。この場合において、当該使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。							
2 入場料その他これに類する料金を徴収するとき又は営利の目的で使用する場合の使用料（附属設備及び器具等に係る使用料を除く。）は、10割相当額を加算する。							

3 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間として計算する。

4 持込器具等を使用する場合は、施設に係る実費相当額を徴収する。

別表第2（第17条関係）

温水プール利用料金上限額

区分			金額		
			通常時間利用	夕刻時間利用	回数券（12枚綴）
一般利用	個人利用	一般	1人1回につき 530円	1人1回につき 320円	5,300円
		70歳以上の者	1人1回につき 370円	1人1回につき 220円	3,700円
		小学生・中学生・高校生	1人1回につき 220円	1人1回につき 120円	2,200円
		幼児	無料	無料	
	団体利用	一般	1人1回につき 430円		
		70歳以上の者	1人1回につき 300円		
		小学生・中学生・高校生	1人1回につき 180円		
		幼児	無料		
専用利用（遊泳プールに限る。）			一般利用料金に1コース2時間につき 5,260円を加算した額		

備考

- 1 団体利用は、同時に入場する人員が20人以上の場合に限る。
- 2 利用時間が2時間未満であるとき、又は利用時間に2時間未満の端数を生じたときは、2時間として計算する。
- 3 夕刻時間利用の金額は、午後6時以降の入場者に適用する。

別表第3（第21条関係）

広場使用料

区分	使用料
第20条第1項各号に掲げる行為	1時間1,000平方メートルにつき 100円

備考

- 1 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間として計算する。
- 2 使用面積が1,000平方メートル未満であるとき、又は使用面積に1,000平方メートル未満の端数を生じたときは、1,000平方メートルとして計算する。